

恩給法による恩給改定率の改定等に関する 政令の一部を改正する政令の概要

総務省政策統括官（恩給担当）

1 政令の趣旨

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）は、恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する恩給改定率を定めるものである。今般、令和3年度における恩給改定率を定める必要があることから、同法第66条第4項の規定に基づき、同令の一部を改正するものである。

2 政令の内容

令和3年度における恩給改定率を0.986とする。

3 施行期日

令和3年4月1日